令和6年度 事業活動計画書

令和5年は新型コロナウイルス感染症が5類感染症の位置付けとなり、日常生活を取り戻すための新しい取り組みを模索する中、これまで経験したことのない猛暑への対策に配慮する年となりました。また、本年早々には能登半島を中心に大地震が発生し、改めて災害対策の重要さを実感しているところであります。

このような中、令和6年度は本会の主要財源である介護報酬改定が実施され、 審議報告では『人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステム の深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率 的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を 基本的な視点として、介護報酬改定を実施。』とされております。

重点事業の一つである「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」として、介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善と介護職員初任者研修を実施し、人材育成を図って参ります。

災害ボランティアセンターの運営等については、これまで町行政と協議を重ね 連携を図って参りましたが、北海道より地域防災計画等により明確化するよう示 されたことから、協定の締結に向け協議を進めて参ります。

後見実施機関事業については、アウトリーチ型による相談体制の整備や、成年 後見制度等の周知及び啓発のさらなる強化を図ります。

本年度においても、地域共生社会の実現に向け、地域住民との関わりを積極的に持ち、行政をはじめ関係機関・団体のご支援とご協力を賜りながら、従来から実施している地域福祉事業を展開し、住み慣れた地域で安心した暮らしができるよう、地域の助け合い、地域福祉づくりを推進して参ります。

令和6年度 重点事業活動項目及び実施内容

活動項目	実 施 内 容
法人の適正な運営と体制の強化	法人の適正な運営を図るべく、正副会長会議・
	理事会を適時開催、監査を年4回実施(4半
	期に1回開催)、評議員会を年2回(予算・決
	算)開催する。
社協活動資金の確保	地域福祉事業推進のため、社協設立当初から
	の全戸会員制による普通会費と、町内事業所
	等を中心とした特別会員会費について、民間
	社会福祉活動の一層の充実を図るため、引き
	続き理解と協力をお願いする。
社協啓発活動	社会福祉協議会の任務や活動内容等を広く地
	域住民の皆様に理解して頂くために広報活動
	の充実を図る。(「社協の泉」年3回程度発刊)
地域福祉実践計画の評価検証・	第6期(令和4年度~令和8年度)地域福祉実
第7期地域福祉実践計画の策定	践計画の評価と検証を行う。結果に基づき、
	強化すべき事業項目や地域全体で新たに取り
	組むべき事項の洗い出し整理を行う。
地域住民のニーズ調査の実施	地域住民及び介護保険サービス事業等利用者
	からのニーズを、民生委員や連合町内会等関
	係機関の協力のもと意見交換や聞き取り調査
	等を行い、実態把握と掘り起こしを行う。
各福祉団体活動への支援と	各福祉団体活動への支援と協力を行う。また、
関係団体との連携強化	地域福祉活動を推進していく上で重要なパー
	トナーである、連合町内会並びに民生委員・児
	童委員協議会との連携を深める。
共同募金委員会の運営支援	赤い羽根共同募金運動は、毎年全国一斉に
	10月1日から実施され、地域に活用される
	募金制度の理解とともに、募金運動の普及と
	啓発を図るため、支援・協力を行う。

高齢者団体の運営活動支援	白糠町老人クラブ連合会の運営に対し、支援
	と協力を行う。
小地域ネットワーク活動事業	一人暮らし高齢者や夫婦世帯に対し、住み慣
の実施	れた地域で暮らして頂くために、町内会活動
	による見守りや安否確認の支援活動を行い、
	その活動に対し費用の一部を助成する。また、
	活動協力町内会の拡大を図る。
ふれあいサロン事業の実施	日常生活の閉じこもり防止や住民同士の支え
	合い、交流等の促進の役割を担う、家庭的で
	気軽に楽しく集える「交流の場」を提供し、
	地域づくりの推進を図ることを目的に、西庶
	路地区・庶路地区の2ヶ所において実施する。
ボランティア活動支援事業及び	ボランティアの育成と活動の普及促進を目的
ボランティア体験事業の実施	に、町内の学校を対象に、福祉機器の貸出し
	や福祉に関する学習の機会を提供する。
	また、町内の中学生を対象として年2回(夏・
	冬休み)、町内の福祉施設の協力のもと「1日
	ボランティア体験事業」を実施し、本町の将
	来を担う子供たちにボランティア活動に携わ
	る機会と場所を提供することでボランティア
	の啓発・普及を図る。
会葬御礼ハガキ事業の実施	町民すべてが会員であるため、町民が不幸に
	して他界した時には、遺族に対し弔意を表す
	ため、連合町内会が推進する「生活改善運動」
	の一環に協賛して実施する。
介護福祉機器の	家庭等で不要になった介護福祉機器を譲り受
無償貸出し事業の促進	け、利用を希望する世帯へ無償で貸出しを行
	う。

介護職員初任者研修の実施

高齢者の増大と多様化する地域ニーズに対応 した適切なホームヘルプサービスを提供する ために、在宅介護の必要な知識、技術を有す るホームヘルパーを養成することを目的に、 NPO法人日本医療福祉支援協会が主体とな り、各関係機関の理解、支援、協力を得て実 施する。

災害ボランティアセンター

設置訓練・合同会議の実施

災害時の対応についてスムーズに行うためには、災害時を想定し平時から取組みを行うことが必要であることから、町行政、関係機関と合同会議や訓練を行い、互いの信頼関係を構築し、災害時の効果的な支援活動を目指す。また、災害ボランティアセンターの運営等について、協定の締結に向け協議を進め、適宜マニュアル等の見直しを行う。

応急生活資金並びに

生活福祉資金貸付事業の実施

応急生活貸付資金は、一時的に生計維持困難 に至った世帯に対し、経済的自立と福祉の増 進を図ることを目的に、緊急的に最高2万円 を限度に貸し付けを行う。

また、北海道社会福祉協議会が窓口となって 貸付を行う生活福祉資金貸付事業に関して は、それぞれの貸付要件に沿った貸付相談業 務を行い、生活困窮世帯への支援体制を維持 する。

生活福祉資金特例貸付

債権管理事務の実施

新型コロナウイルスの影響による生活福祉資金特例貸付債権管理事務について、償還に関する支援にとどまらず、きめ細かな相談対応を実施し、様々な場面に関わりながら相談ニーズを探り、関係機関と連携を図り適切な支援を行う。

白糠町介護予防:

日常生活支援総合事業の実施

高齢者の介護予防・自立支援等を目的に、町から受託して実施する。

○ 軽度生活援助事業の実施

自立した生活の継続を図るため、要介護状態 にならないよう、調理や掃除など日常生活上 の軽易な援助を行う。

○ 生きがい活動通所事業の実施

毎週月曜日から金曜日までの毎日、日常生活 訓練・趣味活動などのサービスの提供、また入 浴・昼食・利用のための送迎も行う。

- 声かけ訪問事業の実施
- 一人暮らし等高齢者世帯へ、専任の訪問員が 定期的に訪問し、声かけにより安否の確認を 行う。

白糠町後見実施機関業務並びに 日常生活自立支援事業の実施

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者 等、判断能力が十分でない方の権利を尊重し、 擁護することにより地域で安心して暮らせる よう、成年後見制度等の利用促進を図ること を目的に、町から受託して、制度利用に関す る相談、利用支援等を行う。

また、アウトリーチ型による相談支援や、法 人後見を含めた成年後見制度等の周知及び啓 発のさらなる強化を図る。

あわせて、できるだけ自立して地域で生活が おくれるよう適切な援助を行うことを目的 に、北海道社会福祉協議会から一部業務受託 し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭 の管理、通帳・印鑑の預かり等の支援を実施す る。

身体障がい者	障がいを持つ方が在宅で自立した日常生活を
居宅介護支援事業の実施	過ごすことができるよう、生活援助や身体介
	護の支援サービスを実施する。
訪問介護事業の実施	要介護及び要支援の認定を受けた利用者に対
	し日常生活や身体介護の支援を行うと共に、
	安全かつ円滑なサービスを実施する。
	あわせて、介護従事職員の処遇改善を促進し、
	職員の安定確保と継続雇用を高める。
居宅介護支援事業の実施	介護認定を受けた方に対し居宅介護支援専門
	員(ケアマネージャー)を派遣し、それぞれ
	の利用者にあった介護支援のための相談と支
	援計画の作成を行う。
地域密着型通所介護事業及び	通所介護事業所「ケアホーム春風」において、
認知症対応型通所介護事業の実施	要介護の認定を受けた利用者に対し地域で自
	立した生活をして頂くために、食事や入浴、
	レクレーション等、家庭的な環境のもとでサ
	ービスを実施する。
	また、認知症の方には、その方に適した運動
	や心身機能の維持や回復、引きこもりがちな
	方に対しては、職員や利用者どうし等、地域
	との交流の機会を提供し、社会的孤立感の低
	減を図るためサービスを実施する。